

# 若越郷土研究

23ノ4

## 南北朝期における

### 守護権力構造 (二)

— 斯波氏の被官構成 —

河村 昭 一

#### 四 斯波氏被官の性格と動向

前節までの検討によつて二十氏近い斯波氏被官を検出し得たが、本節ではこれら諸氏の出自や主家との関係のあり方などを考察することによつて、斯波氏の権力構造の特質に迫りたい。これまでの検討から、南北朝期の斯波氏の権力を支えた中核的被官としては、細川(鹿草)、二宮、甲斐、朝倉、由宇、島田の諸氏をあげることができよう。以下ではこれらの五氏(島田氏は関

係史料に乏しく割愛する)を中心に検討を加え、その他出自の推測が可能な三氏についても若干ふれることにしたい。

#### (1) 細川(鹿草)氏

一節に明らかな如く、細川出羽守、及びその同族と考えられる鹿草兵庫助は、内乱初期における高経軍団の最有力部将と目される。周知の如く、細川氏は三河細川郷を本貫とする足利一門で、中央政界を斯波氏と二分する威勢を示した大族であるが、出羽守を名乗る者は系図上に見当らず、相当遠疎の庶流と推測される。在地名と思われ鹿草も今のところ探索し得ない。彼らがいかなる事情で高経の麾下に入ったかはもとより不明であるが、当時一般にみられたように、いわゆる惣領制の変質に伴う庶家独立の動きと無関係ではなからう。

ところで、鹿草兵庫助は越前が細川頼春の分国であった観応元年(一二五〇)当時の在京守護代細川兵庫助と同一人の可能性がある。この細川兵庫助は貞和二年(一二三六)閏九月頃北野社領越前得光保半分を知行しているが、当時の越前守護も細川頼

春である可能性が高いので、細川兵庫助と鹿草兵庫助が同一人であれば、彼はおそらく高経の越前守護職喪失(康永期一三四二—一三四五)を契機に斯波氏を離れ、

細川宗家の被官に転じたものと推察される。その後も斯波氏にとどまった上総介、出羽守、安芸太郎らは若狭や越中の守護代に起用されているが、時代の下るにつれて初期の卓越した地位は低下していく傾向にあり、康暦元年(一二七九)の安芸太郎以後は、斯波氏重臣の中に細川氏の名を見出すことができなくなる。これは、二度も尊氏に叛旗を翻したことに端的にうかがえる高経の初期における政治的地位の不安定性、及び動乱期の特質としての武士の臣従意識の薄弱性に加えて、南北朝初頭の細川氏の高い地位自体、斯波氏との関係の親密さを意味するものでなく、庶族といえ斯波氏と同じ足利一門というその門地の然らしむるところであったことに起因するものと考えられる。

#### (2) 二宮氏

二宮氏に源姓と藤姓があることは前掲「

相国寺供養記」の示すところである。前節で指摘した若狭守護代二宮内藤入道々智は内藤との複姓を称しているが、内藤氏はほとんど藤姓であること<sup>5)</sup>から、二宮内藤入道々智の系統が藤姓二宮氏に当ると思われる。同氏の出自については内藤氏の出身という以上にはわからない。前節までに名を挙げた二宮氏のうちにくらは藤姓二宮氏が含まれているかも知れないが、主要な地位にあった信濃守を名乗る二宮氏は源姓であったと考えられるので、藤姓二宮氏の地位はさほど高いものではなかったと思われる。ところで、源姓二宮氏の出身地については越中とする説が多い<sup>6)</sup>。その根拠は、文和四年(一一三五)二月八日、上洛した北陸の直冬党と幕府軍との合戦で「越中ノ住人二宮兵庫助」が桃井直常と名乗って討たれ、名を揚げたという「太平記」(卷三三)の所伝にある。しかし、この通説に対しては、以下に述べる如く有力な反証も指摘できる。永享三年(一一四三)九月十八日、二宮信濃入道は三宝院満濟を訪れ、「越中本領事、本所仁和寺菩提院何様子細哉由、以飯尾肥前守御尋云々、畏入由申」している<sup>7)</sup>。これは一見二宮氏越中出身説を裏付けているようにもみえるが、実はここにいる「越中本領」を子細に検討すれば逆の結論が得られる。この「越中本領」は仁和寺領石黒庄広瀬郷を指すものと考えられる。すなわち、応永十九年(一一四二)十月、東寺造営料棟別銭が越中に課せられた際、二宮信濃入道は広瀬庄内の家数調査を向田入道・あさみ入道兩人に命じているし<sup>8)</sup>、同郷下地を仁和寺雑掌に渡付すべき旨を守護畠山満家に命じた、同廿六年十月十七日將軍家御教書<sup>9)</sup>には、「二宮信濃入道是信出請文、為本所代官処、彼跡輩等及違乱云々」とあり、これをうけた守護施行状、守護代遵行状<sup>10)</sup>には「止先代官違乱」とあるところから、応永十九年以前から同二十六年頃にかけて、二宮信濃入道是信は広瀬郷の代官であったことが知られるのである。ところでこの広瀬郷は定綱なる者が開発領主で、鎌倉時代は藤原氏一族が郷内の地頭職を占めていた。すなわち、源姓を称する二宮氏にはつながらない。また南北朝期になっても永和三年(一一三七)には広瀬信定が同郷領家所務職を京進七十五貫文で請負つていて<sup>11)</sup>、まだ二宮氏と同郷の關係は認められない。したがって、永享三年に二宮信濃入道が「越中本領」と称しているのは鎌倉期以来の開発所領ではなく、せいぜい永和以降に代官職を得た(具体的経緯は不明)石黒庄広瀬郷を指しているのである。換言すれば、二宮氏にとつてこれ以上の本領といふべき所領を少なくとも越中には有していなかったことの証左であつて、斯波氏重臣の二宮氏を越中出身の武士とはみなし難い。しかし、これ以上に同氏の出自を限定するのは困難である<sup>12)</sup>。

次に二宮氏の性格、被官化の時期や契機の問題があるが、これもそれぞれ自体をうかがわしめる史料は存しない。ただ、一つの具体的事例として参考になると思われるのは二宮貞光(入道円阿)の場合である。彼は一節(8)で指摘した二宮信濃守貞家と同じ「貞」の字をその名に冠していること、及び戦国期には彼の子孫と思われる者が先にふれた広瀬郷を知行していること<sup>13)</sup>などから、

斯波氏重臣の二宮氏の同族と推定される。<sup>16)</sup>さて二宮貞光の活動が史料上に認められるのは觀応の擾乱からであるが、この時は一貫して尊氏方に属して、直義方に走つた斯波氏に臣従していないことは明白である。ところが、高経が再び尊氏に叛いた文和三年(一三五四)末から翌年三月にかけて、父高経と行動を共にせず幕府方にとどまった氏経の軍事指揮下に入っている。<sup>17)</sup>この後康安二年(一三六二)には、幕府に帰順して桃井討伐のため越中に發遣されることになった高経に従軍したを始め、<sup>18)</sup>応安二年(一三六九)、同四年にも義將に属して同国へ下向し軍忠に励むなど、<sup>19)</sup>斯波氏との關係を深めている。如上の事実によれば、二宮貞光が斯波氏との關係を生じたのは文和三年氏経に属してからであるが、この時の氏経は斯波氏でただ一人幕府方に属していたことに注意する必要がある。つまり、貞光は斯波氏に属したのではもちろんないばかりではなく、厳密には氏経に属したでもない、いわばたまたま幕府方にあつた氏経の軍事指揮下に配されたといふべきで

あつて、その意味で貞光は独立的幕府御家の武士であるといえる。事実、斯波氏に属さない時期はもとより、高経、義將の軍事指揮下に入つてからも、貞光に対する軍勢催促や感状の授与は常に將軍家よりなされて、<sup>20)</sup>のち斯波氏重臣となる二宮氏が彼と同族だとすれば、斯波氏との關係が生じた時期はともかく、その経緯や基本的立場は貞光の場合と大差ないのではあるまいか。すなわち、元來は幕府御家人的立場に立つ独立的國人で將軍家に参じていたのが、ある軍事行動において斯波氏の指揮下に配されたのを契機にして、以後次第に斯波氏との關係を強めていったと想定されるのであつて、少なくとも斯波氏の根本被官でないことは明白であろう。

さて、二宮氏は三節にみた如く、貞治期には越前守護代に在職していたと考えられること、あるいは一節(8)に示した貞家の活動などから、この頃までには相当の地位を得ていたと思われる。続く応安、永和期には二宮信濃入道が越中砺波郡「郡司」にあつたが、当時の越中は斯波氏にとつて唯一

の分国で、しかも桃井氏の勢力が根強いたため、同国の経営には特に力を注がねばならなかつた。義將が弟義種を守護代に任じて在国させたのを始め、「郡司」や守護代奉行的存在まで想定せしめる程の支配行政機構の整備をはかつているところに、それは端的にうかがえる。そうした客觀的情勢の中で「郡司」に登用されている二宮氏は、その職務の重要性に相応するだけの地位を占めていたのであり、貞治期の高い地位はそのまま継承されているといえる。さらに、斯波氏の政治的地位が確立した南北朝最末期に至ると、氏泰、種氏父子が信濃、加賀兩國守護代を占め、越前でも一族と思われる二宮某が大野郡の「郡司」になるなど、この時期の斯波氏被官の中では甲斐氏と並ぶ最も高い地位にあつたと推察されるのである。

南北朝も末期になると守護の交替はあまりみられなくなり、分国が固定する傾向が強まると共に、守護代も国毎に家特定されるようになる。斯波氏分国の守護代も明德頃には越前が甲斐氏、信濃・加賀が二宮

氏という体制が形成されてくる。このうち信濃は島田氏に替えられるが間もなく御料国となつて斯波氏の手を離れ、新たに斯波氏の分国となつた尾張・遠江は甲斐氏の兼帯するところとなつたため(尾張はまもなく織田氏になる)、二宮氏のもとには加賀一國が残されることとなる。二宮氏としてはこの加賀を足場にして甲斐氏や織田氏とその発展を競うはずであったが、応永二十一年(一四一四)の主家満種の失脚によつてその行く手を大きく阻まれた。満種の失脚後は主家と共に、二宮氏にとつて由緒のある大野郡(前節II A(1)参照)に本拠を移し、のちには持種(満種の子息)と同郡の領有をめぐつて対立するまでになつてはいるが、甲斐、織田、朝倉氏の発展に比べればその地位の相対的低下は否めず、南北朝期の威勢は保ち得なかつたものと思われる。

### (3) 甲斐氏

甲斐氏の出自もほとんど不明といつてよいが、唯一の手がかりらしきものとして次の文書をあげることができる。

(端裏書)

「甲斐證文案

鹿苑院殿御判案、応永二年八月十五日」

(義満)

御判

越前国大土呂・河北、同国稲津保、越中国東條南北、伊勢国岩田御厨等事、為教光跡、佐野甲斐八郎将教可領掌之状如件、

(一三九五)

② 応永二年八月十五日

文中の佐野甲斐八郎将教が斯波氏被官の甲斐氏であることは「相国寺供養記」その他により明らかである。教光も、斯波義郷の母が甲斐教光の娘と伝えられることからやはり甲斐氏であり、この文書の日付より三ヶ月程前の五月十九日に没している甲斐八郎その人と考えられる(二節註③参照)。したがつて、この義満御判御教書は、死去した甲斐教光の遺跡をその嫡子と思われる同将教に安堵したものと解される。

さて、まず「佐野甲斐八郎将教」の表記から、甲斐氏は佐野氏(「相国寺供養記」によれば藤姓)の出身であり、甲斐という

姓は官途に由来することがうかがわれる。

藤姓佐野氏といえ、下野秀郷流足利氏佐野氏が最も有勢であつて、甲斐氏も同氏の一流である可能性は高いが、系図上には甲斐氏の始祖らしき者は見当らない。甲斐氏の佐野姓を示す史料はこれ以外にないところから、南北朝期にはすでに甲斐を姓とみなす風が定着していたのであり、佐野氏といつてもその同族結合からは比較的早期に離脱していた遠疎の庶流と考えられる。なお、ここに安堵されている所領の面から甲斐氏の本貫地を探る方法もあるが、その場合これらの中に本領を含んでいることが前提となる。しかし、讓状の旨に任せて安堵されたというものでない以上、たとえば教光が將軍から拝領した恩賞地が、教光の死去した時点で将教に安堵された蓋然性も否定し切れないので、この方法は採用し得ない。結局、甲斐氏の出自に關しては藤姓佐野氏の出身であること以上に明示し得ないが、後述の如く、遅くとも南北朝末期の教光の代には甲斐氏は斯波氏の御内被官的存在であつたことから逆推して、斯波氏との關係

の始期は相当古くに求めねばなるまい。

にもかかわらず「太平記」を始めとする南北朝前半の斯波氏関係史料に甲斐(佐野)氏の名を見出せないのは、この時期の甲斐氏が斯波氏権力にいわば埋没した存在であったか、あるいは史料に残る程の軍功をあげなかつたことの反映ではあつても、この時期にまだ斯波氏の被官になつていないことを意味するものではないように思われる。

被官化の時期について憶測を加えれば、斯波氏が下野足利庄を名字の地とする足利氏一門であること、及び藤姓秀郷流佐野氏の本貫地佐野庄は足利庄に近接していることを考へた場合、両氏の関係は鎌倉期に下野で生じたという推論が一応可能である。

ところで、甲斐氏の初見史料は次に掲げる「祇園執行日記」である(いずれも抄出)。

① 応安四年(一二七二)七月十二日条

一、小泉事、先日大輔殿御状文章大様之間、為申直進僧都之処、客来之間、不申入之、甲斐八郎許へ九条二位法眼女性状到来之間、同持向之処、祇候礼部之間、不対面云々

② 同廿三日条

一、越中事、去十八日大合戦事有其間之間、今日参<sup>対面</sup>玉堂、一兩日間可被下向云々、甲斐同見参了

③ 応安五年七月廿六日条

一、玉堂殿御文一通<sup>義将</sup>通<sup>少輔殿</sup>二宮入道又甲斐八郎進少輔殿状一通在之、北泉井上高木事也、

④ 同年十一月一日条

一、僧都来、堀江村々甲斐八郎二可契約由事可申談云々

右の記事のうち特に①と③が難解なため、ここからただちに甲斐八郎の地位を正確に導き出すことはできないが、少なくとも彼が在京していることは明白であり、それも義将の重臣として在京しているらしいとの推測はできよう。この後越前が斯波氏の手に復すると、右の甲斐八郎と同一人とみられる甲斐美濃守が守護代となつて、以後甲斐氏が越前守護代を世襲するようになるが、斯波氏にとつて越前のもつ意味の重要性は、甲斐氏の地位の高さをも意味するものといえる。かかる甲斐氏の地位は、これまでい

く度かふれてきた如く義将の「執事」と称されている。執事といへば、周知の如く本来家政機関の長の謂であつて、草創期の室町幕府においては、將軍権力の主從制的支配権の代執行者であつたとされている。斯波氏の執事という場合、そうした規定がどこまで有効かは別にして、あたかも上杉氏における「山内家執事職」が長尾氏であつた如く、譜代の御内被官とも呼び得るような家宰的地位であるといえよう。その意味で甲斐氏は斯波氏の主從制的支配の最も貫徹さるべき被官といわねばならない。

ところで、最初に掲げた文書の意味について考へてみたい。ここで注目したいのは、甲斐氏の所領が將軍義満によつて安堵されている点である。もちろん、自己の所領が最終的には將軍から安堵されるというのは、この時期の武士にとつてごく一般的なあり方だともいえるし、將軍から所領安堵を受ける際には守護の挙状や安堵状を伴うことも少なくないのであつて、先の文書を特別視する必要がないようにも思われる。しかし、甲斐氏の場合他の一般の被官とは異なる

り、斯波氏の最も身近にあつてその権力を直接支えるべき執事の地位にあることを考慮すれば、甲斐氏の所領が將軍権力によつて安堵されていることの意味は決して小さくない。ところで、安堵の対象となつていゝる所領のうち、南北朝期に史料の所見のあるのは越中東条庄のみである<sup>④</sup>。すなわち、同庄は興国二年(曆応四年一三三二)正月、滝口義弘に南朝から勲功賞として地頭職が宛行われているので、関所地として、おそらく守護斯波氏を介して甲斐氏のもとに入つたと推定される。されば越前の所領も斯波氏の分国であつたから同様の経緯で甲斐氏に宛行われた可能性も出てくるが、最後の伊勢岩田御厨だけは、斯波氏の所領でない限り斯波氏とのつながりを想定するのは無理で、將軍からの恩賞地と考えるのが最も自然である<sup>⑤</sup>。もしこれが事実とすれば、それは將軍と甲斐氏の封建的主従關係を意味するものに外ならない。

甲斐氏と將軍との間にかかる關係を想定し得ることは、次の事実によつてもある程度裏付けられる。少し時代は下るが、応永八年(一四〇一)を初見として、以後応永・永享期を通じ將軍の甲斐邸訪問が史料に散見され、永享三年(一四三二)には「毎年儀也」といわれている<sup>⑥</sup>。室町期における將軍の諸家訪問は、たとえば斯波氏は正月十二日という如く、期日の定まつた一種の儀礼となつており、その対象は守護や奉公衆、將軍と關係の深い寺院などのものであるが、甲斐氏もその中に互して將軍から毎年一定の期日(六月中旬が多い)に訪問をうけていたのである。このことは甲斐氏が単なる守護被官として以上に將軍と密接な關係をとり結んでいたことを如実に物語るものといえよう。

しかし、先にふれたように甲斐氏は元來斯波氏の御内被官的存在であつたのであり、当初から將軍との間にかかる關係を想定するのは困難である。しからばいつ、いかなる事情でそうした關係が生じるに至つたのであろうか。明確な裏付けがあるわけではもちろんないが、一つ考えられることは斯波氏の政治的地位である。康暦の政変で中央政界に復帰した斯波義將は管領として幕政の中樞を担うことになるが、その重臣も当然將軍に接觸する機会に恵まれるようになる。二節でふれた堺での犬追物に、由宇・島田、甲斐らが主君義將と共に参加し、守護や直參御家人に混じつて親しく將軍義満に接しているが如きはその一例といえる。かかる事情は、幕府吏僚や奉公衆の一族が逆に幕政に參画する有力守護の被官に編成されるのにも一定の影響を及ぼしたと考えられる。一節(7)安威次郎左衛門は幕府奉行人・奉公衆の安威氏の同族であるうし、細川氏の重臣中沢氏・安富氏・松田氏の一族が奉行人に多く見出せる、といった如く、有力守護被官と將軍権力を支える奉行人・奉公衆の相互「交流」の事例を指摘するのはさして困難でない。「室町幕府」守護体制」を考える上で検討してみべき一つの問題かも知れない。それはともかくとして、斯波氏の筆頭被官たる甲斐氏が將軍との間に無視し難い關係をもつていたことは、斯波氏の最も直接的権力基盤が將軍権力の侵入の危険にさらされていたことを意味し、將軍の斯波氏に対する無言の圧力になつた

と思われる。一方甲斐氏にとつてみれば管領家筆頭被官、守護代(越前、遠江)という地位に加えて將軍権力をも背負うことは、主家斯波氏に対する相対的独立性の維持強化、在地における権力編成の展開に有利に作用したと思われるが、かかる点の具体的あとづけは本稿の範囲を超えるので今後の課題としたい。

#### (4) 朝倉氏

朝倉氏は但馬養父郡朝倉庄を名字の地とする日下部姓の在地領主で、元弘・建武の動乱を契機に足利方に参じ、特に高経に属して転戦した。室町期には斯波氏重臣として発展し、応仁の乱で東軍に転じてから戦国大名へと成長していったことは周知のところである。ほとんど出自の不明な斯波氏被官の中にあつて、系譜のはつきりしている唯一の氏族といつてよい。

南北朝期の朝倉氏の動向については、すでに小川氏(①論文)や松原氏の論稿もあり、私も機会があれば考えてみたいと思っているので、ここではさし当り斯波氏との関係を中心に若干述べておきたい。一節で

の検討によれば、正景は内乱初頭から少なくとも貞治元年(一一三六二)までは一貫して斯波氏のもとに属している。特に氏経を除く斯波一族が尊氏に叛いた文和三年(一三五四)末から翌年にかけても、正景父子や下野守は高経、氏頼に従つて参戦しているところから、斯波氏との関係は相当緊密なものであつたと、一見思われる。しかし伝えられる顕著な活躍にもかかわらず、朝倉氏が守護代など重要な地位にあつた形跡は見当らない。そればかりか、斯波一族が失脚した貞治五年頃を契機に斯波氏に叛き、幕府方に走つたと思われるふしがある。すなわち、浅羽本「日下部系図」などに「貞治五年修理大夫入道道朝已下没落時、不立入国、可致忠功之由、義詮御内書、同八月九日頂戴」とある記事は、同系図の他の記事に作為がある(註④)からといつてむげに否定し去れない。「朝倉家記」所載の、右の「義詮御内書」に相当する、貞治五年八月九日朝倉遠江守宗祐入道宛義詮袖判御教書案は信憑性に乏しいとしても、同年十月十一日撰津鶴殿関所司賢重申状案に「朝

倉自七條殿蒙御不審候之間」とあるのは系図の記事をある程度裏付けるものといえよう。正景が高経からうけた「御不審」は、直接的には正景が代官職をもつていた越前河口庄大口郷や撰津鶴殿関の押領に起因するものであり反対派諸將への接近が疑われたのではないかという、小川氏の推測(②論文)は十分首肯し得るところであるが、「反対派諸將」は幕府と置き換えてもよろう。南北朝期の朝倉一族には、内乱当初から尊氏に属した重方、父高経から冷遇された斯波氏頼の麾下に属した下野守、さらには奉公衆的地位にあつたと推定される弾正・詮繁・高繁などがいて(一節註④)、正景が高経に叛いて幕府、反斯波派に走つたとして不自然ではない。斯波氏失脚の後越前が畠山氏の分国となつてからも、越前各地で朝倉氏による莊園押領がみられるか、中でも貞治六年、守護畠山義深が仁和寺観喜寿院領真柄庄を御教書の旨に任せて同院雑掌に打渡さんとした際、深町備後守、真柄左衛門大夫らの在地武士は朝倉遠江入道(宗賢)の預状と号してこれに抗した事実

④は、朝倉氏が所領の預置きなどによつて国人の一部を被官化しようとしていたことを物語るものとはいえないか。かかる朝倉氏の活動を支える権力的背景は、すでに守護職を失っている斯波氏との関係よりも、幕府・將軍との結びつきに求めるべきであろう。⑤しかれば、南北朝前半期の斯波氏との関係も、天正本「太平記」にいう「高経ノ若克」というようなものではなく、もつと相対的独立性を有していたのであり、一貫して斯波氏に属したというのも、斯波氏との緊密にして強固な主従関係の表われというより、朝倉氏の主体的な情勢判断によつて時には幕府に叛いても斯波方に属したというべきであろう。そうであるが故に、貞治五年の斯波氏に対する離反もさほど困難ではなかつたと思われる。

ではないかと推察される。しかし、かつての離反が影響してか、斯波氏重臣がそろつて随兵を務めた相国寺供養の際の供奉にも参加していないところが端的にうかがえる如く、少なくとも南北朝末、室町初期には甲斐氏や二宮氏らとは区別される、いわば外様の扱いをうけていたものと推測される。その後の朝倉氏は、遅くとも永享元年(一四二九)頃までには甲斐、織田両氏と並ぶ斯波氏三宿老として主家の政治活動を実質的に支える程になり(次節註③参照)、越前の覇権を甲斐氏と競うことになるのであるが、これらの歴史過程の具体的究明は今後の課題としたい。

#### (5) 由宇氏

由宇氏の系譜についても確証はないが、多々良姓を称していること(「相国寺供養記」)、及び周防に倭名抄郷由宇郷があつて、これが鎌倉時代には多々良本家たる大内氏の所領であつたことなどから、由宇郷を管していた大内氏庶族が在地名を名乗るようになった、もしくは由宇郷古来の在地領主が大内氏と関係を結んで多々良姓を称し

たという推定が可能であり、いずれにしても周防出身の武士と考えられる。建武三年(一三三六)、九州落ちから再び京都を目指して東上した尊氏は五月二十四日、翌日の兵庫合戦に備えて軍勢を大手・山の手・浜の手に分け、山の手の大將には高経を任じて安芸・周防・長門三国の「守護」厚東氏及び軍勢を配したというから、周防の武士が高経に臣属する機会が確実にあつた。もちろん動乱期故、かかる機会には他にも少なからずあつたといえよう。

由宇氏は守護代にこそなっていないが、由宇新左衛門尉は、高経の死後幕府に赦免を請わんとする義将からおそらく下準備のため京都に派遣されているし(一節V)、由宇又次郎は、越中が斯波氏の唯一の分国であつた時期に同国射水郡に「郡司」として配され分国経営の衝に当らしめられているなど、その地位は決して低いものでなく、また甲斐・二宮・朝倉の諸氏に比肩し得る実力を誇つていたことは「明徳記」の記述(二節)からもうかがえる。

#### (6) 氏家氏

氏家道誠は下野氏家郷より起こった宇都宮氏庶流氏家氏にほぼ間違いないが、重国との関係は定かでない。「氏家系図」は、

斯波家長の重臣として活躍した道誠と新田義貞の首を捕った重国は父子であり、道誠(実名重定)の代の正安年中(一二九九—一三〇二)に越中に移ったとしている。もしこれが事実とすれば、氏家氏の斯波氏との出会いは高経が北陸方面の軍事指揮権を得た建武三年(一三三六)以降ということになるが、道誠はすでに建武二年から東国で活動している家長に属して軍忠状に証判を加えたりしているので、「氏家系図」のいう道誠の越中移住の年代はもとより、越中移住それ自体さえ、「太平記」が「越中ノ住人」とする重国と道誠とを無理につなぐための偽作である疑いがある。すなわち、家兼を祖とする奥州斯波氏に属した氏家氏が以後活躍している<sup>④</sup>ので、この族流を道誠の系統とし、斯波本宗家の被官として「相国寺供養記」にみえる氏家将光は重国の系統と考えれば一応無理なく説明でき、先の疑念は強くなる。いずれにしても、斯波本

宗家に属した氏家氏は目立った活動も認められず、その地位はさほど高いものではなかったと思われる。

#### (7) 斎藤氏

斎藤氏は各地にみられる大族で、斯波氏被官の斎藤氏の本拠地を限定するのは容易ではないが、斎藤氏の元来の本拠が越前であること、越前羽生新庄を本領とする斎藤氏が建武期から高経に属していること(一節K)などを勘案すれば、これを越前の国人と考えるのもあながち無理ではない。越前の国人は、高経が守護代として同国に下向した建武元年(一三三四)から接触の機会があつたのであり、翌年尊氏が建武政権に離反した時、越前では「尾張守高経ノ家人」が峰起したといわれるのも根拠なしとしないのであつて、斎藤氏も建武初年に斯波氏に臣属したと考えて大過あるまい。斎藤氏の地位も氏家氏同様であろう。

#### (8) 乙部氏

斯波氏の名字の地陸奥紫波郡に乙部なる地名が存し、南北朝期にも乙部村の存在が確認されるから、乙部氏はおそらくこの地

の出身武士と考えられる。もしこれが事実とすれば、乙部氏は斯波氏の根本被官の部類に入り、一応の推測は可能でも不確定要素の多い甲斐氏を除けば、これまで検討してきた斯波氏被官の中では唯一のものとなる。しかし、その地位は決して高いとはいえず、せいぜい越前や越中で守護使として活動しているのが確認される程度である。

#### 註

- ① 「祇園執行日記」観応元年十月十三日・同廿一日条(佐藤氏前掲書、越前の項参照)
- ② 貞和二年閏九月廿一日幕府奉書(佐藤氏前掲書、越前の項所引、東京教育大学所蔵北野神社文書)
- ③ 佐藤氏前掲書、越前の項、小川氏<sup>⑤</sup>論文参照。
- ④ 長祿元年(一四五七)十一月四日、京都東山東光寺を宿所としていた斯波氏被官四十余人が「田上所」で質物を奪い取るなどの乱妨を働き、甲斐・織田、朝倉勢によって討たれた事件があつたが(「経覚私要抄」同五日条)、この時討たれた者の中に「細川と申者兄弟二人」がいるので(大乘院寺社雑事記「同十一日条」、斯波氏との関係はなお保つていたことが知られるが、その地位は甲斐・織田・朝倉らの諸氏には比ぶべくもなからう)。
- ⑤ 太田氏「姓氏家系大辞典」内藤氏の項参照。
- ⑥ 「越登賀三州志」新川郡上熊野城条(太田氏前掲書、二宮16項所引)、「太平記」(日本古典文学大

河村 南北朝期における守護権力構造(二)

系)三、四四六頁の二宮信濃守についての頭注など。

⑦ 『満濟准后日記』同日条

⑧ (応永十九年)十月十七日二宮信濃入道書状案(東寺百合文書ツ一十、史料)七一七、三六一三八頁、『富山』五七六。これは、東寺造管料棟別

銭関係文書七通が、同文のものは本文を省略するなどして同紙にまとめられているものの中の一通で、

「左衛門佐殿方、広瀬庄」の頭書をもつ。したがって、広瀬郷は義郷、又はその父義将の請所で、二宮

信濃入道はその代官を務めたとも考えられる。

⑨ 仁和寺文書(『富山』六〇七)

⑩ 同文書(『富山』六〇八、六〇九)

⑪ ①弘長二年(一二六二)三月一日関東下知状(前田育徳会所蔵文書、『富山』一〇四)、②弘安元年(一二七八)七月五日弘瀬郷高宮村領家地頭和与状(仁和寺文書、『富山』一一九)、③同日弘瀬郷東方領家地頭和与状(同文書、『富山』一二〇)、④正応二年(一二八九)四月二日関東下知状(同文書、『富山』一二二)などにより、開発領主定綱(①)、弘瀬郷地頭定朝(②)、同郷高宮村地頭藤原朝定(③)、同郷東方地頭藤原三郎光定(④)、石黒庄山田郷内弘瀬西方地頭左近三郎定景(⑤)らの地頭の名が知られる。彼らはいずれも「定」の通字をもつところから同族であり、朝定、光定の称している藤原氏と考えられる。

⑫ 永和三年四月十六日広瀬信定広瀬郷所務職請文(千種文書、『富山』四六七)。この広瀬信定はその名前より前註で述べた藤原氏一族の子孫ではないかと思われる。

⑬ 源姓二宮氏の大族としては甲斐武田氏庶流で清

隆を祖とする二宮氏があるので(太田氏前掲書、二宮3項)この氏族出身の可能性は高いが、越中より確証はない。なお、「太平記」にいう「越中ノ住人二宮兵庫助」は、斯波氏重臣二宮氏とは全くの別族か、もし同族だとしても鎌倉期に越中に來住して独立した別系統の一流に属すと考えればよからう。

⑭ (永祿四年)六月十八日足利義輝御内書写(『松雲公採集遺編類纂』一三五所収二宮文書)に「二宮知行分広瀬五ヶ村代官職事」とある。

⑮ ただし、この二宮氏の活動を伝える二宮文書には貞光の他、光家、頼長らの名はみえても二宮信濃守に関するものが一通も見当たらないところから、同族ではあっても直系とはいえないようである。

⑯ 観応二年(一二五一)三月日二宮貞光軍忠状写、同年十月日同軍忠状写(ともに二宮文書)

⑰ 文和四年三月日二宮阿軍忠状(前田家所蔵文書、『史料』六一一九、四四二頁)は、前年十二月の尊氏の近江没落から同年三月の京都合戦に至る戦功が述べられていて、奥に氏経の証判がある(小川氏論文参照)。

⑱ 康安二年二月九日足利義詮軍勢催促状写(二宮文書、『富山』三七五)、同日斯波高経軍勢催促状写(同文書、『富山』三七六)

⑲ 応安二年八月十日將軍家御教書写(二宮文書、『富山』四三三)、同四年八月日二宮阿軍忠状写(同文書、『富山』四三九)

⑳ 軍勢催促については註⑬・⑱の御判御教書や將軍家御教書があり、感状も貞光(阿阿)は観応三年(一二五一)四月廿三日、延文元年(一二五六)

十一月十四日に、光家は文和三年(一二五四)四月廿八日、同四年五月十日に、頼長は延文元年十一月十四日にそれぞれ將軍家より得ている(いずれも二宮文書)。

㉑ 『藤涼軒日録』寛正五年(一二四四)十月十七日条以後正文元年(一二四六)九月二日条まで関係記事は多数ある。また、応仁元年(一二六七)十月二十二日、醍醐寺は寺領大野郡丁・井野部両郷への兵糧米免除を二宮安兼に請うているなど(『醍醐寺文書』六、二二三号)、応仁期の両郷関係文書に二宮安兼や同種数の名が散見される。これらから、加賀から大野郡に拠点を移した斯波満種・持種父子は同郡の分郡守護もしくは郡司的地位に、二宮氏はその代官的立場にあったのではないかと推定される。二宮信濃入道は信が応永期越中石黒庄広瀬郷領家方代官職にあったことは本文中に述べたが、同国「おいの庄」でも応永十九年(一二四二)当時代官職にあったらしい(註⑧文書に「おいの庄 文章同前、同日二宮奉書」とある)。また、大野郡をめぐって斯波持種と争った二宮信濃入道は寛正六年九月八日にも越中山斐郷を押領したとしてやはり持種から訴えられているのは(『藤涼軒日録』同日条)、持種の所領である山斐郷の代官であったことを推測させる。この他加賀でも、二宮信濃入道は応永二十六年七月四日、守護富樫満春から施行状を下され、勸修寺領同国郡家庄における養生社造管段米催促を停止すべく命じられている(勸修寺文書、『加能古文書』七八二号)。これは二宮信濃入道が守護代、郡司、守護使などの地位にあったと解するのが文書形式

上最も自然ではあるが、彼が富樫氏の被官であったとは考え難いので、ここはたとえば郡家庄の代官であったと考えたい。以上のように至町期の二宮氏は越中や加賀に所領を有していたが、満種の加賀守護職改補以後の本拠はやはり大野郡に求めべきであろう。

22 三宝院文書(『史料』七二、九六、九七頁、富山五二五)

23 『系図纂要』所収「斯波系図」の義郷の項に「母家女、甲斐教光女」とある。

24 甲斐氏の始祖はたとえば佐野甲斐守の如き者と考えられるが、そのような者は「佐野氏系図」(『続群書類従』六下系図部)には見当たらない。なお、下野佐野氏については新川武紀氏「佐野庄と佐野氏」(『栃木県史研究』一一)参照。

25 ①は九条二位法眼の人物比定が困難なため、甲斐八郎の立場も不明確とならざるを得ない。②は祇園社雑掌夏見が越中に向する際託された文書のことであるが、義将の二通は守護の立場から守護代(義種)、及び論所々在郡の「郡司」(二宮入道)に宛てたものと解せるものの(前節II C(1)、甲斐八郎が守護代義種に宛てた文書の性格が理解し兼ねる。甲斐氏はのち義将の執事と称されているので、この時点ですでにその地位にあったとすれば、たとえば主家義将の旨を奉じて出したものと考えられなくもない。しかし、この時期の義将と義種の間でそのような性格の文書(奉書もしくは副状)が出された形跡は全くなく、それどころか、兄弟ということもあつてか義将の義種に対する遵行命令は守護施行状、あるいは書下

と呼べる形式ではなく、義種の守護代在職の下限徴註(前節註⑩文書)を唯一の例外として、他は全て私状形式で下達されている(『富山』四三三、四三六、四六一、四六二、四六五)。結局、これらから甲斐氏の地位を判断するのは今のところ困難であり、該史料の正確な解釈は課題としたい。

26 佐藤氏前掲書、越前の項参照。

27 『常楽記』(『群書類従』二九雑部)応永二年五月十九日条に「甲斐八郎頓滅大巾風云々、管領左衛門佐家人、執事云々」とある。

28 佐藤氏「室町幕府論」(前掲岩波講座「日本歴史」7所収)、同氏「南北朝の動乱」(前掲)三四三頁参照。

29 勝守氏「関東長尾氏の研究」(『群馬大学紀要』人文科学編一三)

30 たとえば、出雲の国人三刀屋菊松丸は明徳四年(一三九三)正月廿四日義満御判御教書(『諸家文書纂』、『史料』七一、一五六、一五七頁)によって三刀屋郷惣領分・同庶子等知行分を安堵されているが、このうち惣領分に当ると思われる三刀屋郷地頭職は、前年七月二十九日に出雲守護京極高詮からすでに安堵されている(『史料綜覧』同日条)。これは將軍による所領安堵が客観的には守護によるその追認になつている例である。挙状については相田二郎氏「日本の古文書」上、七九二、七九四頁参照。

このように思われがちであるが、記載のし方が大土呂と一括して、同じ越前の稲津保と区別しているところから、九頭龍川北方の河合庄ではなく、大土呂に隣接する、足羽川南方の河北(現福井市上・中・下河北町)を指すもので、所領としては大土呂と一体のものであろう。この文書が三寶院に伝わっているのは、端裏書に「甲斐證文案」とあるところから、たとえば同じ地名であることを利して三寶院領河合庄の支配権を主張して同院との間で相論となつた際、甲斐氏側がこの御教書を証文として提出したという事情による可能性もある(朝倉氏が河合庄を「小所」河北(右述の河北を指す)に混じて年貢を少額しか納めないという奇計を弄したことは、「宣胤卿記」文龜元年十月十三日条などにみえる。稲津保は河北の東北方約三キロメートルの足羽川右岸に位置するが、建暦二年(一一二二)正月十一日、小国頼継が頼朝より地頭職を賜わった(『吾妻鏡』同日条)という以外に史料の所見はない。

32 興国二年正月卅日後村上天皇論旨写(『松雲公採集遺編類纂』一三七所収渡辺文書、富山二四九)

33 守護の開所地処分権については、笠松宏至氏「中世開所地給与に関する一考察」(石母田正・佐藤進一両氏編『中世の法と国家』所収)参照。

34 岩田御厨は室町世、仁木右馬助の所領であつたが(『同事記録』延徳二年閏八月十八日条)、彼は「外様衆」と呼ばれてはいるものの直参御家人であつたと思われる(『群書類従』二九雑部「永享以来御番帳」・「康正二年造内裏段銭并国役引

河村 南北朝期における守護権力構造(三)

付」・「常徳院御動座當時在陣衆着到」にその名がみえる。とすれば、直参御家人には幕府御料所が預置かれることが多いことから、同御厨が御料所である可能性も生まれてくる。

35 將軍の甲斐邸訪問の徴証は次の通りである。「吉田家日記」応永八年二月六日条(『史料』七四、八七〇頁)、「教興卿記」同廿年六月日条(『史料』七一七、三九九頁)、「満濟准后日記」同廿一年六月十九日条、同廿二年六月十九日条、永享三年六月十三日条。

36 『満濟准后日記』応永卅年正月十二日条に「今日御所様渡御武衛亭、毎年佳儀也」、同卅五年正月十二日条に「今日ハ毎年武衛亭へ渡御日也」とある。

37 小川氏「守護大名細川氏における内衆の成立」(前掲)

38 福田氏も「室町幕府「奉公衆」の研究」(前掲)の中で「齋藤(朝日)因幡」について若干指摘されている。

39 「一乗城移城以前の朝倉氏について」(前掲)  
40 松原氏が、文和四年三月十二日東寺合戦で正景は高経に叛き幕府方として直冬党と戦ったとされているのは(前註論文)、おそらく、醍醐本「日下部系図」(『統群書類従』七上系図部)及び「系図纂要」所収「日下部系図」以外の朝倉氏系図が一致して伝える「文和四年二月十五日於洛陽東寺南大門、与南帝三万騎戦、大破之」という正景の事蹟を根拠とされているように思われる。しかし、正景父子が高経方にあることは一節hに明白であり、三月十二日とすべき日付を京都合戦の

それと混同している(一節註⑤)ことも合せて、系図の方に作為を認めるべきである。これは反幕的行動を隠蔽するための改竄であって、「西軍から東軍に寝返った」という不忠的行為を正当化するため「孝景の事蹟の日付を一部改変した」と同様の意図に基づくものであろう(小泉氏「浅羽本」日下部系図)の朝倉孝景の事蹟について(「若越郷土研究」二〇一三)参照。

41 「朝倉家記」所載文書には疑作文書の含まれている可能性があるし(重松氏前掲「朝倉孝景の任越前守護職をめぐって」)、この文書自体も「朝倉遠江守宗祐入道とのへ」という宛所の部分がない自然である。すなわち、「某とのへ」という宛所が御判御教書に用いられる例はあまりない上に、名前の書き方も普通は「朝倉遠江入道宗祐」とすべきところである。

42 「鶴殿問答引付」(『史料』六一二七、七六三〜七六四頁)  
43 朝倉遠江入道宗賢(宗祐と同一人物カ)の庄園押領は延文五年(一二三六〇)の河口庄別納郷(一御筆状并御書等引付)、『史料』六一三三、二五三頁)、貞治元年(一二三六二)の同庄大口郷(一御筆状等執筆引付)、『史料』六一三四、四二四頁)、同六年の泉・小山両庄(「古今采輯」、前田家所蔵文書、『史料』六一二八、四六八〜四六九頁)などに例を徴することができる。

44 貞治六年十月十七日守護畠山義深請文(保阪潤治氏所蔵文書、『史料』六一二八、五二八〜五二九頁)  
45 といつても、直参御家人になったということでは

はない。それは朝倉孝景が文明三年に初めて「直奉公分」となったことも明白である(「大乘院寺社雜事書」同年二月廿九日条)。

46 東大寺文書1/24/21(松岡氏前掲「大内氏の発展とその領国支配」、同氏「大内義弘」)

47 「梅松論」(『群書類従』二〇合戦部)

48 「太平記」には建武三年六月、足利軍が山門を攻めた際「越前ノ守護尾張守高経、北陸道ノ勢ヲ率シテ仰木ヨリ押寄テ」とあり(卷一七)、同年十月から翌年にかけての金ヶ崎城攻撃の時も高経は「北陸道ノ勢五千余騎ヲ率シテ」(卷一七)とか「北陸道四箇国ノ勢三千余騎ヲ率シテ」(卷一八)とて、高経が北陸道(現実には佐渡・越後を除く四ヶ国であろう)の軍事指揮権を行使していることをうかがわしめる。また実際、能登の国人得江頼員は軍忠状を守護吉見頼隆の他に高経にも捧げて証判を得たり(得江文書、暦応三年(一二三三)十一月日得江頼員軍忠状、『史料』六一六、二六九〜二七〇頁)、高経から感状を与えられたりしている(同文書、同年十一月八日高経感状、『史料』六一六、三八九頁)、建武暦応期の高経には北陸における守護より高次の軍事指揮権が与えられていたことがわかる。

49 氏家氏が奥州斯波氏の遵行使節として活動していることは、小川氏「奥州管領斯波氏の発足」(前掲)参照。また氏家氏が戦国期まで勢力を保っていることは、太田氏前掲書、氏家8項(陸前の氏家氏)参照。

50 「太平記」卷一四

51 康永三年(一二三四)六月五日平忠泰渡状案(

## 五 斯波氏権力構造の特質

―結びにかえて―

前節までにおいて、南北朝期における斯波氏被官の検索、主要被官の性格や動向の検討を、強引な推論を交えながら行った。本節ではそれらを要約しつつ、斯波氏の権力構造の特質について若干の指摘を試みる。

島津、大友の如き鎌倉期以来の守護を除く多くの足利一門守護―典型的な「守護領国制」を形成したといわれる―の被官を系統的に分類するとすれば、(a)鎌倉期以来の根本被官、(b)管国外に本貫地をもつ者、(c)管内の国人の三つが考えられる。斯波氏の場合、初期の高経の代には細川(鹿草)、二宮、朝倉、斎藤、由宇、島田、氏家、乙部、富、安威などの諸氏が主要な被官として指摘できるが、越前出身と考えられる齋藤氏、越中出身の可能性のある氏家氏を除けば(c)と確定できる者はおらず、(a)としても乙部氏が推定されるくらいで、多くは朝倉氏に代表される(b)に属すると推定される。

河村 南北朝期における守護権力構造(三)

この点細川氏の初期の守護代級被官の多くが「分国外から来付した」といわれることと共通する。これは南北朝初期における守護の固有の権力基盤の脆弱性、管国における権力編成の未熟さを物語るものにほかならない。さて義将の代になると、富・安威両氏を除く高経期の被官がいずれも引き続いて名を連ねると共に、史料的には甲斐、長田、岩井、安居の四氏が新たに登場するが、この期の斯波氏被官の中で枢要を占めたのは二宮、甲斐、朝倉、由宇、島田の五氏に限定して差し支えない。この五氏に先の分類を改めて施すと、甲斐氏は一応(a)と推定されるものの(b)(c)でない保証はないが、逆に朝倉、由宇両氏はほぼ(b)に間違いないし、二宮氏も(b)に属する可能性が高い(島田氏は不明)。結局高経、義将期を通じて、南北朝期の斯波氏権力を支えた重臣の系譜をたどると(b)系の者が中心となっている。

な在地支配を背景に守護に対して相対的獨立性を強く主張し得た管国内在地領主に比べれば、守護権力への依存度も大きくならざるを得ない側面があつて、この点で、何の足場も持たない管国に地歩を占めようとする南北朝初期の守護にとつて、その権力を支える信頼すべき被官として期待され得た。しかし、特に足利一門守護の場合、度々の合戦において足利軍団の主要な部将として、本来將軍家に来属した武士たちを指揮することも多く、その過程で被官化した者も少なくないはずである(斯波氏の場合、朝倉・由宇・二宮らの諸氏がこれに当ると思われる)。かかる被官は本来的には幕府御家人的性格をもつ者であつて、守護による排他的主従関係の形成が必ずしも容易でないという、先に指摘したのと反対の側面もある。したがつて、この種の被官が中心的地位を占めている斯波氏の権力基盤も決して安定的なものではなかつたと推察される。特に斯波氏の場合幕政の中枢にあつたことも加わつて、その重臣の將軍権力との結びつきは甲斐氏に象徴される如く意外

に強いものがあつたと思われる。斯波氏の執事として、斯波氏の主従制的支配の最も貫徹すべき御内被官の家宰的地位にあつた甲斐氏が將軍権力と無視し難い関係を結んでいたのであつて、斯波氏はその最も直接的権力基盤をさえ完全には掌握していなかつたといえる<sup>②</sup>。

かかる権力構造の特質が室町期の斯波氏及びその被官にとつていかなる意味をもつたかを、以下見通的に述べておきたい。室町期の斯波氏は嗣子に恵まれず、三管領家の中では最も早くに権勢を失うのであるが、それでもどうにか管領家としての政治活動が可能であつたのは、単に管領家としての伝統やそれを認める幕府の姿勢のみによるのではなく、甲斐・織田・朝倉らの宿老が將軍以下幕府諸勢力との関係を維持強化しながら、主家の政治活動を支えていたからだと思われる。しかし、問題はそのような表面的なことではなく、むしろ次のような点が重要である。すなわち、これら斯波氏宿老は主家と共に在京し、將軍を始めとする諸権門との関係を強めることによつて

代官職などの莊園所職を獲得しながら、在地では守護権力に加えて將軍権力をもその背に負うことによつて、威勢を弱めた守護斯波氏に代わつて国人に対する独自の権力編成を展開しようとしたのではないかと考へられる。その前駆的事象として、貞治期の越前で朝倉氏が国人の一部を被官化しようとしていることをあげることができ(前節④)、越前では長禄頃本格的な動きがみられる。すなわち、長禄二年(四五八)から翌年にかけてほぼ越前一国をまき込んだ争乱が展開するが、これは甲斐氏による新たな権力編成の動きに対する国人層の反発と規定することができ<sup>④</sup>。かくして、斯波氏の没落は、ひとり偶然的な嗣子の問題よりも、こうした重臣の性格、動向にこそその深因があるのであり、それはすでに南北朝期に用意されていたといえるのではあるまいか。

## 註

① 小川氏「守護大名細川氏における内衆の成立」(前掲)

② 美濃守護土岐氏の場合も守護代齋藤妙権が「公

方奉公者」として將軍権力と深い関係にあつた(福田氏前掲「室町幕府『奉公衆』の研究」)。

③ たとえば正長元年(一四二八)、斯波義淳が「計会余」り「内若者共」の勧めによつて下国しようとした際、甲斐常治がこれを留めたことがあつたが、このことを聞いた義直(義教)は「甲斐申様御感無申計」とて、甲斐の処置を賞しているが如きは(満濟准后日記「同年八月六日条」、濁落する主家斯波氏と、これを凌駕する威勢を誇る甲斐氏のまことに対照的な立場を示す象徴的事件といえる。この翌年、管領就任を渋る義淳を説得するため再三にわたつて甲斐常治が御所に召されているが、甲斐・朝倉・織田の三人がそろつて召された八月二十四日には、甲斐が「上意ハ雖忝候、武衛管領職事、非器無申限事候間、公方様奉為存存間領掌之様ニ調諫仕事、是非不可叶」といい、他の二人もこれに同じたという(同日記、同日条)。さらに、永享五年(一四三三)十一月三十日、危篤状態となつた義淳の跡目が問題となり、義淳の弟で相国寺僧瑞鳳藏主(義郷)が候補者に決まつた時でも、三寶院満濟は「先此仁體事、早々甲斐以下者ニ可被談合歟」と語っている(同日記、同日条)。これらの事例は、甲斐・朝倉・織田の三氏が斯波氏の政治活動を實質的に支えていたことを示すものである。なお、これら斯波氏宿老と將軍以下幕府諸勢力(特に將軍側近勢力)との関係については別の機会に論じたい。

④ この争乱は表面的には、不和となつた守護斯波

義敏と守護代甲斐常治の戦いのようにみえるが、その内実は、独自の権力編成―領国制形成を志向した甲斐氏に対して反発を強めた堀江氏を中心とする国人領主が反甲斐勢力の象徴として、おりしも甲斐常治と不和になっていた斯波義敏を戴いたものに外ならない。この点についても稿を改めて考えてみたい。

(一九七七年七月脱稿、十月加筆補訂)  
脱稿後管見にふれた『空華日用工夫略集』康暦二年三月十七日・同廿日・至徳三年六月十八日の各条によれば、「浅倉」(氏景カ)が管領斯波義將の使者などとして活動していることが知られるので、南北朝末室町初期の朝倉氏は斯波氏から外様の扱いをうけていたという、四節(4)での推論は再検討を要することになるが、この点も含めて南北朝室町期の朝倉氏については他日を期したい。